

千ノ七五種

「司法の判断を軽視」

群馬弁護士団が抗議声明

原子力損害賠償群馬（長）は5日、今村復興
弁護士団（鈴木克昌団）相の発言について「司

法判断を軽視する発言で、福島県の復興を牽引すべき職責を担う大臣の発言として、到底看過できない」との抗議声明を発表しました。

弁護士団は、東京電力福島第一原発事故で福島県から群馬県に避難した住民らが国と東電を相手に損害賠償を求めた訴訟を担っています。3月17日、前橋地

裁が国に東電と同等の賠償責任を認める判決を出したばかりです。

声明は、前橋地裁判決が「自主避難者が避難したことや避難を継続していることは、自己責任ではなく、国に法的な責任があることを認めている」と指摘。復興相の発言は、三権分立の理解に欠けるものだと批判しています。